

第1章 東近江市歴史文化基本構想策定の概要

1 歴史文化基本構想策定の背景

東近江市は、平成17年(2005年)2月11日に八日市市、永源寺町、五個荘町、愛東町、湖東町が合併して誕生したまちである。翌年の1月1日には能登川町、蒲生町と合併し、鈴鹿山脈から琵琶湖に至る、地理的、歴史的に多様性に富む市域となった。

旧市町において文化財の調査、指定は行われていたものの、地域による偏りがみられ、市全体の統一的な文化財の保存・活用方針を決める必要が生じている。さらに、文化財の評価をするに当たって、これまで単独で評価されていた文化財を見直し、周辺環境や文化財維持のための技術継承、人材育成など包括的な視点が望まれている。

文化財を取り巻く全国的な状況に目を転じると、文化財保護法(昭和25年法律第214号)は、時代の趨勢や社会の変化に応じて適宜改正されてきた。特に、昭和30年代から40年代にかけての高度経済成長期には都市化が著しく進み、農村風景が激変した。そのような変化に対応し、昭和45年(1970年)には重要伝統的建造物群保存地区の制度が創設され、周囲の環境と一体となった歴史的価値を形成する建造物群が文化財として位置づけられた。また、昭和40年代から50年代には地方の過疎化と住民の高齢化が一層進み、伝統行事の継承が難しくなった。その一方で文化財に対する国民の認識が高まり、まちづくりや村おこしといった文化遺産の活用が試みられるようになった。

文化庁は平成2年、日本の近代化に貢献した産業、交通、土木に係る建造物を近代化遺産と定義し、各都道府県では近代化遺産総合調査が行われた。平成8年には文化財保護法の改正により登録文化財制度を導入し、近代化遺産の保護が本格化した。

こうした社会的な環境変化を背景として、文化庁では文化審議会文化財分科会企画調査会において、平成19年に「歴史文化基本構想」の策定が提言された。また、平成28年には、観光庁により取りまとめられた「明日の日本を支える観光ビジョン」を踏まえた「平成28年4月26日文化財活用・理解促進戦略プログラム2020」が文化庁により策定された。同プログラムにおいて、文化庁は文化財が専門家のためだけのものではなく、一般の人が関心を寄せ、その価値を知ってもらうことで初めて文化財の真価を発揮するものであること、地域の文化財を「面」的に捉えて整備・活用することなどを提唱している。

以上のような背景から、文化財の総合的な保存・活用を図る方針として、東近江市歴史文化基本構想を策定することとした。

歴史文化基本構想とは

「歴史文化基本構想」とは、地域に存在する文化財を、指定・未指定に関わらず幅広く捉えて、的確に把握し、文化財をその周辺環境まで含めて、総合的に保存・活用するための構想であり、地方公共団体が文化財保護行政を進めるための基本的な構想となるものである。

このため、「歴史文化基本構想」には、策定の目的や行政上の位置付け、当該地方公共団体の歴史文化の特徴、文化財把握の方針、文化財の保存・活用の基本的な方針、文化財の保存・活用を推進するための体制整備の方針等を基本的な事項として定めることとする。また、必要に応じて、相互に関連性のある文化財を一定のまとまりとして捉えた「関連文化財群」の考え方、文化財（群）を核とし文化的空間を創出するための計画区域である「歴史文化保存活用区域」についての考え方、文化財（群）を適切に保存活用（管理）するための「保存活用（管理）計画」の作成についての考え方等を明確にすることが望ましい。

各地方公共団体が「歴史文化基本構想」において、文化財保護の基本的方針を定めること、さらに、文化財をその周辺環境も含めて総合的に保存・活用するための方針等を定めることにより、「歴史文化基本構想」が文化財保護に関するマスタープランとしての役割を果たすことが期待される。加えて、文化財を生かした地域づくりに資するものとして活用されることも期待される。

文化財とは、長い時間をかけて人々の継続的な営為によって創出され、今日まで継承されてきたものである。こうした貴重な文化財を後世に継承していくためには、長期的な視点に立った総合的な文化財の保護の方針となるよう留意する必要がある。

また、「歴史文化基本構想」を策定することにより、その策定過程から策定後も含め、以下のような様々な効果が期待される。これらは結果として、文化財保護の充実にも資するものといえる。

- ・文化財を総合的に把握することは、類型ごとの文化財保護の枠組みでは考慮しづらい視点からも捉えることになり、文化財が有する多様な価値を顕在化することができる。その結果、他の文化財や周辺環境と一体的に保存・活用することの必要性が周知され、社会全体として文化財を保護するという気運にもつながる。
- ・文化財をその周辺環境と一体的に捉えることによって、文化財を核とした地域の魅力の増進につながり、地域の活性化にも資する。
- ・文化財を人々の営みの中で、自然や風土、社会や生活を反映しながら今日まで伝承され、発展してきたものという視点から捉えることにより、文化財は地域にとってのかけがえのないものとして捉えられる。その結果、地域との連携協力の推進が図られる。
- ・「歴史文化基本構想」の策定に当たり、関係機関との連携が不可欠であることから、他の行政分野との連携を図るための契機にもなる。

以上のような効果を踏まえ、地方公共団体においては、地域主体の文化財の保存・活用が展開されるように、地域の実情に応じ、創意工夫により「歴史文化基本構想」を策定することが望まれる。

歴史文化基本構想策定技術指針—「歴史文化基本構想」の基本的考え方
(文化庁文化財部平成24年2月)より

2 歴史文化基本構想策定の目的と期待される効果

(1) 歴史文化基本構想策定の目的

本市には、百済寺や永源寺、阿賀神社などの名刹、古社をはじめ、雪野山古墳、安土城跡といった時代を代表する史跡が存在し、押立神社古式祭（ドケ祭）、江州音頭など無形の文化財も数多く継承されている。これら文化財の存在や価値を多くの市民に知ってもらうことで、文化財の保存・活用・整備の相互作用を活性化し、行政と市民の協働による文化財の継承を目的として本構想を策定する。

これまで、文化財は行政主導によって維持管理を実施してきた。しかし、時間の経過とともに管理が十分にできなくなっているものや周辺の環境が変わってしまったもの、文化財に関わる技術や伝承が消え去りつつあるなどの問題が生じている。また、市内には未調査の文化財も数多く存在する。そこで、市内にある文化財を総合的に把握し、指定・未指定を含めた文化財群の再評価を行い、その上で文化財の継承に努めるとともに、価値を損なわずに活用するための方針を立て、市民が積極的に関わられるような文化財の保存・活用の仕組みと体制づくりを目指す。

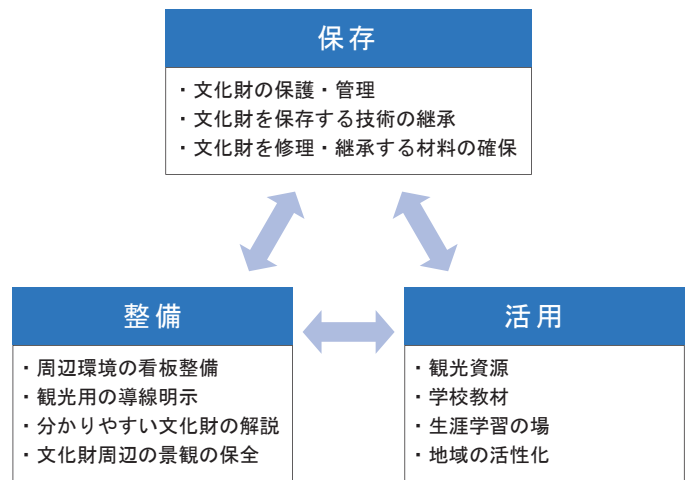


図 1-1 文化財の保存・活用・整備の相互作用

(2) 歴史文化基本構想に期待される効果

歴史文化基本構想を策定することにより、以下の4点の効果が期待できる。

ア 文化財の掘り起こしと保護

本構想では、指定・未指定を問わず、有形、無形、民俗、記念物といった多岐にわたる種類の文化財を扱う。これにより、これまで個別に考えられていた文化財を総合的に捉え、関連文化財群として提示することによって新たな視点に基づいた価値を顕在化させることができる。また、構想の策定・実施に当たり、地域に潜在する文化財を見つけ出すことができ、それらが開発や老朽化などにより消滅してしまわないよう対策を講ずることが可能となる。

イ 地域主体による文化財の保存・活用

地域の歴史や文化財の価値を分かりやすく示すことで、地域住民の文化財に対する関心を深め、地域への愛着と誇りを醸成させる効果が期待できる。また、文化財に関する活発な取組を行っている地域団体やNPOなどと連携し、各地域における活動拠点を提案することによって、住民が自発的に地域の文化活動に関わろうとする気運を高めることができる。

ウ 文化財を活用することによる地域の活性化

本構想における歴史文化保存活用区域は、地域ごとのまとまりを基本とする。各地

域の多様で豊かな文化財を一定の方針に基づいて保存・活用することにより、市としての一体感を保ちつつ各地の特色を生かした文化振興が促進され、地域の魅力の増進及び地域の活性化に寄与することができる。

エ 行政分野を越えた連携

本構想の策定に当たっては、これまでに策定された市の上位計画やその他の行政計画との整合を図るため、分野を越えた連携が必要となる。都市計画や観光、防災といった他の行政分野と連携することによって、文化財の総合的、多角的な保存・活用効果が期待できる。

3 歴史文化基本構想の位置づけ

(1) 総合計画、国土利用計画との関連

本市では、平成28年度に策定した「第2次東近江市総合計画」において、豊かな自然や多様な歴史文化をはじめとした魅力的な地域資源を生かした自立的なまちづくりをうたい、市が目指す将来像とまちづくりにおける基本方針を明確にしている。

【将来像】

うるおいとにぎわいのまち 東近江市

【本構想に関わる政策】

政策 未来を創造するひとをつくるまち

方向性 生涯にわたり学ぶことができ、学んだことが生かせるまちをつくります。

＜生涯学習＞

豊かな歴史・文化・伝統を生かすまちをつくります。＜歴史文化＞

政策 活力とにぎわいのあるまち

方向性 多彩な魅力を感じ多くの人々が訪れるまちをつくります。＜観光＞

本構想は、上記の将来像と政策を根幹とし、本市の文化財に関する保存・活用・整備の方針を定め、文化財を活用したまちづくりを推進するためのマスタープランと位置づける。

また、「東近江市国土利用計画」で目指す歴史文化創造エリアの周辺環境を含めた保全と地域資源の活用を具体化するための方針を策定する。

(2) 都市計画、風景づくり基本計画との連携

本構想で扱う歴史文化とは、文化財とそれに関わる様々な要素とが一体となったものを指す。文化財に関わる様々な要素とは、文化財が置かれている自然環境や周囲の景観、文化財を支える人々の活動など、文化財をめぐる周辺環境とも言い換えることができる。

「東近江市都市計画マスタープラン」では、市域を6地域（^{まゆがき}織、八日市、玉園、蒲生野、湖東、永源寺）に分け、各地域の現状に沿った構想を策定し、「東近江市風景づくり基本計画」では、景観の保全、農業体験やエコツアーなどの地域文化の発信、地域の歴史

文化の活用を目指している。本構想は、本市の空間計画における歴史分野での指針となることを目標とする。

(3) 文化財・史跡保存計画、観光戦略、その他の計画との連携

「東近江市五個荘金堂伝統的建造物群保存地区保存計画」や「史跡百済寺境内保存管理計画」など、歴史・文化を生かしたまちづくりの実施計画は、いわば本構想の実行部分を担う位置づけとなる。

「東近江市観光戦略」では、本市の強み、弱みを分析し、以下5点の戦略を掲げている。

- ・ 地域資源の磨き上げ
- ・ 積極的な誘客推進
- ・ 情報発信の推進
- ・ 受入環境の整備
- ・ 人づくりとネットワーク構築

なかでも「地域資源の磨き上げ」は、「豊かな自然、奥深い歴史・文化、人物等を生かした物語観光や歩いて楽しむまちなか観光、サイクリングで楽しむ観光」を目指しており、本構想で取り上げる本市の重層的な歴史・文化を分かりやすく提示することが望まれている。また、その他の歴史、環境、観光などに関わる条例、協定とも整合を図り、現実に即し、実効性を伴った構想を策定する。本構想と上記(1)から(3)の諸計画との関係は以下のとおりにまとめられる。

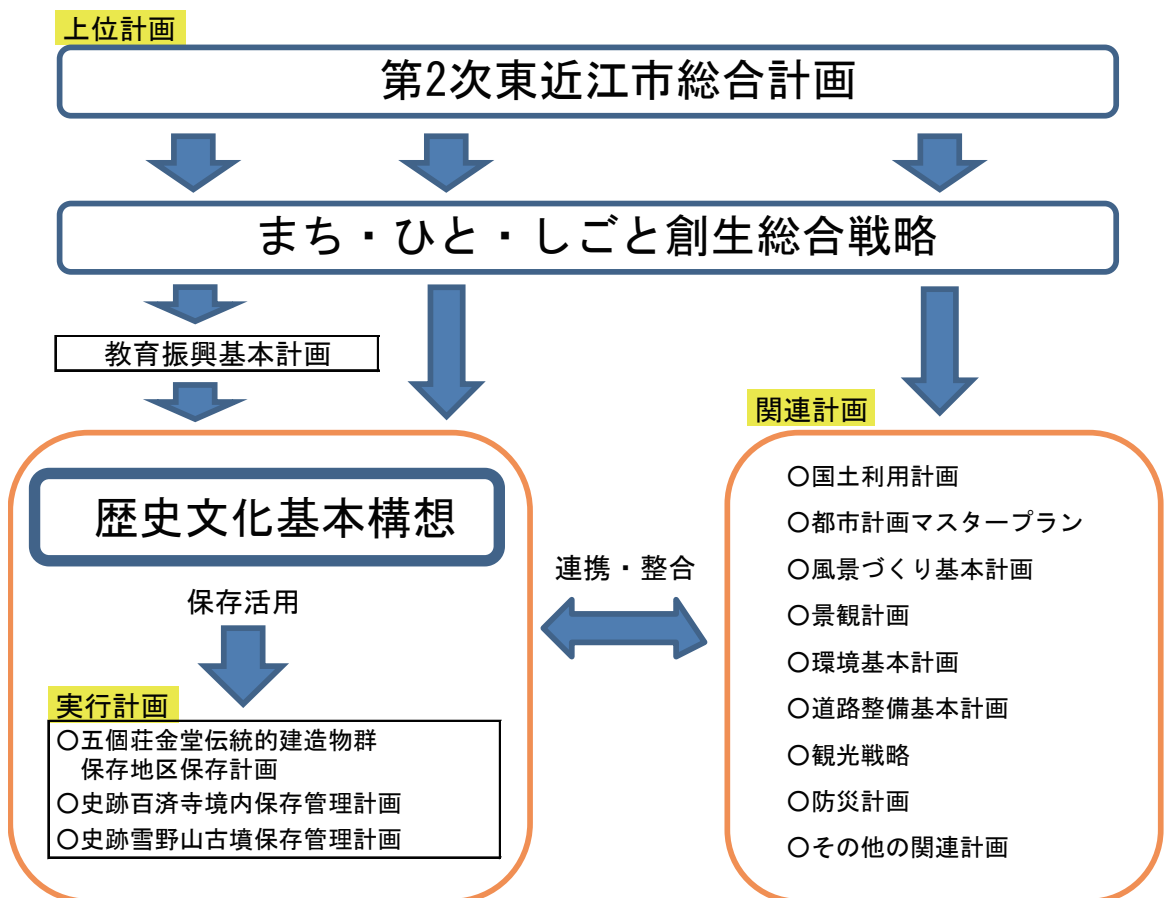


図 1-2 東近江市歴史文化基本構想の位置づけ

4 東近江市歴史文化基本構想策定に当たっての調査・検討の進め方

(1) 調査・検討の実施体制と流れ

市域の自治体史編さんは、昭和58年(1983年)の『八日市市史』に始まり、平成26年(2014年)の『東近江市史 能登川の歴史』により完了した。これら自治体史編さんに伴う基礎調査として、各種の文化財調査を実施している。それらの調査成果や埋蔵文化財の発掘調査成果、博物館の収蔵資料目録、指定文化財目録などを統合して「東近江市歴史文化基本構想策定用文化財データベース」(以下「文化財データベース」という。)を作成し、市域の歴史文化の特性把握を行った。

また、歴史文化に関する意向調査のため、市内のまちづくり協議会や市民団体にヒアリングを行い、その結果を本構想に反映させた。

本構想の内容については、学識者及び行政関係者、地元関係者により構成される「東近江市歴史文化基本構想策定委員会」において検討を行った。

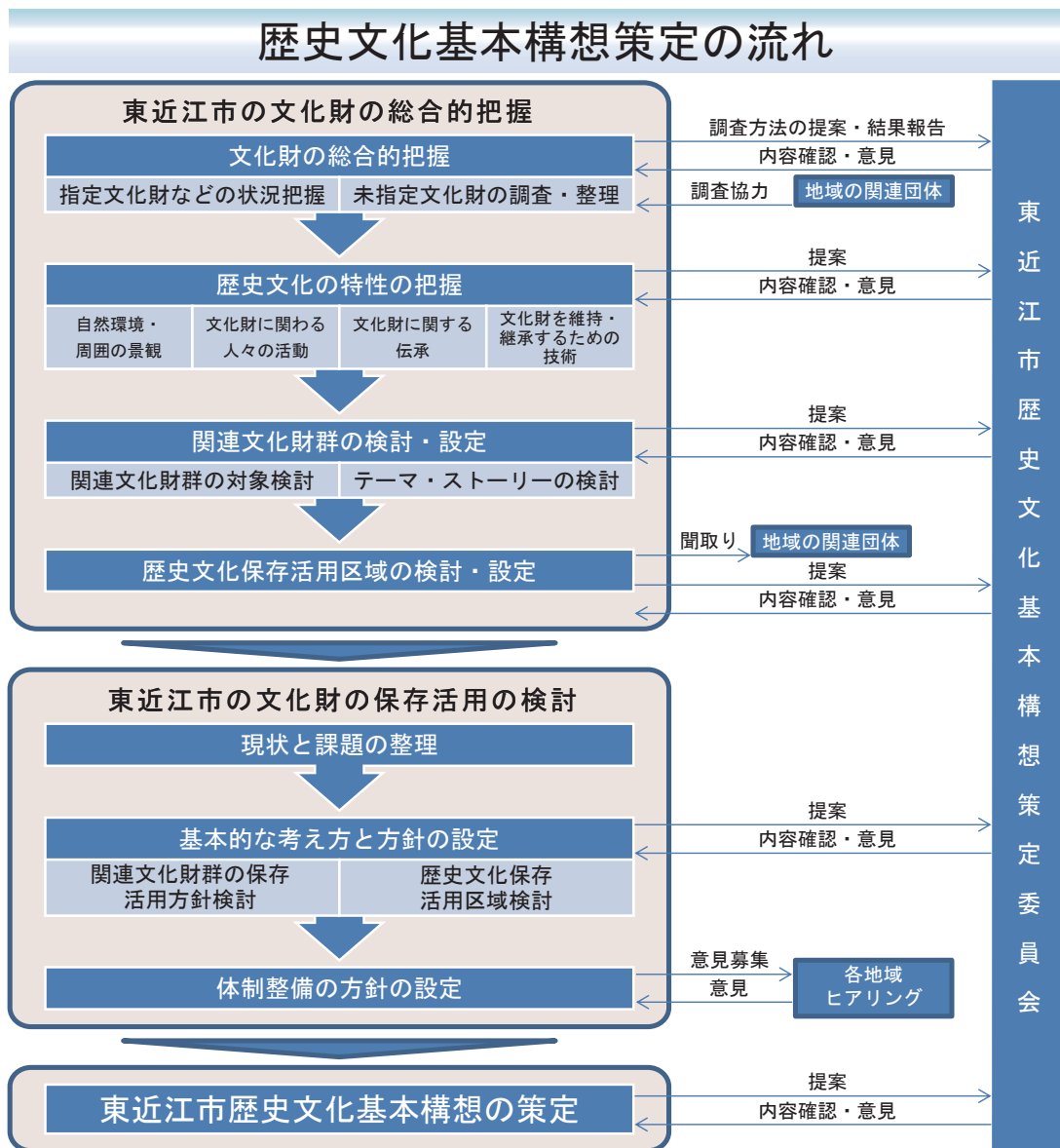


図 1-3 歴史文化基本構想策定の流れ

(2) 東近江市歴史文化基本構想策定委員会の構成

東近江市歴史文化基本構想策定委員会の構成員は以下のとおりである。

表 1-1 策定委員一覧（敬称略）

氏名	区分	分野
◎小笠原好彦	学識経験者	考古学
○市川秀之	学識経験者	民俗学
東 幸代	学識経験者	近世史
井上ひろ美	学識経験者	美術工芸
登谷伸宏	学識経験者	建築・都市史学
中島伸男	学識経験者（市民）	歴史団体代表
西川実佐子	学識経験者（市民）	まちづくり

◎…委員長 ○…副委員長 オブザーバー / 滋賀県教育委員会文化財保護課

(3) 東近江市歴史文化基本構想策定委員会の経過

策定委員会は以下のとおり開催し、市内視察及び学習会を行った。

表 1-2 策定委員会活動一覧

回	日時	場所	主な議題
第1回 委員会	平成28年1月14日（木） 午後1時～	東近江市本庁舎 311会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・役員の選出 ・事業の概要説明 ・事業進捗状況 ・事業方針
第2回 委員会	平成28年3月10日（木） 午後1時30分～	東近江市本庁舎 311会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・基本構想目次（案）の検討 ・関連文化財群テーマ（案）の検討 ・平成28年度作業予定確認
第3回 委員会	平成28年3月24日（木） 午前9時～	東近江市内各所	【現地視察】 宮井廃寺跡、布引掩体群、永源寺、木地師の里（蛭谷・君ヶ畑）、百済寺、南花沢のハナノキ 他
第4回 委員会	平成28年6月4日（土） 午前10時～	東近江市埋蔵文化財 センター学習室	【関連文化財検討に係る学習会】 <ul style="list-style-type: none"> ・東近江市の古代（小笠原好彦委員長） ・東近江市の建造物（歴史文化振興課職員） 【委員会】 <ul style="list-style-type: none"> ・関連文化財群設定に伴うテーマ（案）の検討 ・地域の意見収集と集約
第5回 委員会	平成28年12月24日（土） 午後1時～	東近江市埋蔵文化財 センター学習室	<ul style="list-style-type: none"> ・歴史文化基本構想全編の検討 他
第6回 委員会	平成29年2月4日（土） 午後2時～	東近江市埋蔵文化財 センター学習室	<ul style="list-style-type: none"> ・歴史文化基本構想最終確認



宮井廃寺跡（蒲生地区）の視察



永源寺（永源寺地区）の視察